

論

説

2018年度の「介護保険事業状況報告」が公表された。施行時の2000年度との統計比較が出来る。

65歳以上の第1号被保険者は1・6倍の3525万人。要介護者（要支援を含む、以下も同じ）は2・6倍の658万人。その9割近くは75歳以上である。また、要介護2までの軽度者がほぼ3倍増に比べ、要介



宮武 剛

施行19年の決算

介護保険の明日を考える

護3以上は2倍強の増加にすぎない。認定率（1号に占める要介護者の割合）は、施行時の11・0%から18・3%へ。県別では和歌山、大阪、島根、愛媛、京都等が20%を超える。逆に埼玉、茨城、栃木、山梨、千葉等が15%台で、西高東低とどまる。

サービス利用者は3倍の554万人に増えた。内訳は在宅サービスが3・7倍の460万人（地域密着型を含む月平均）、施設サービスは1・6倍の94万人にとどまる。

施行時の在宅2対施設1野は「介護」だけであろう。利用者は、現状投影で25年度には推計602万人、658億円の過去2番目の黒字額だった。主因は、収入面で被保険者の増加、支出面では給付費の伸びが低かったこと。

「訪問介護」と「通所介護」の予防給付を保険制度から外し、17年度には全面的に市町村の「新総合事業」へ切り替えた。サービス提供は既存の事業者、各種団体が混在し、報酬は抑えられ、地域差が目立ち、利用者も少なかった。

給付費を絞り込む狙いは当たったが、サービスの内容や報酬に利用者側にも提供者側にも不満は根強い。

この「地域包括ケア」体制の構築にはほど遠い現状が最難問で残った。

の傾向は変わらない。

今後の後期高齢者の増加は、そのまま要介護者の急増に直結する。認定は市町村の権限だが、その基準や判断に関し説明責任を徹底

の比率から5対1へ激変した。この「在宅重視」の方針は経費面でも現実的だったが、重度者も在宅で引き受けられるどうか。その意味で、医療ニーズにも対応できる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護」がようやく増加傾向にある

40年度で500万人規模と概算される人材確保が最大の課題になる。介護職は極度の不足状態だが、コロナ禍で再編必至の業種・業界から転職も散見される。この動向を加速するために、この「地域包括ケア」体制の構築にはほど遠い現状が最難問で残った。

みやたけ・ごう NPO法人福祉
フォーラム・ジャパン副会長、学校
法人・社会医学技術学院理事長

総費用は施行時の3・6

（本紙論説委員）